

消費税:主に免税事業者(小規模法人・個人事業者)向け  
**インボイス制度説明会**

(課税事業者の方々も参加可能!)

身近にある「消費税」は、商品等を購入し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、預かった事業者が納税するもので、令和元(2019)年に複数税率(10%と軽減税率 8%)が導入されました。

更に、今年(2023)の10月1日からは、この複数税率に対応し、消費者の負担した消費税が適切に処理されるよう、「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」が開始されます。

このインボイス制度が開始されますと、これまで免税事業者(課税売上が1,000万円以下で、消費者から預かった消費税を納税することなく収益に計上している者)であった小規模法人や個人事業者にとって、買手の事業者から取引を断られる場合があるなど、事業に大きな影響を及ぼす可能性もあることから、知らない・自分に関係ないではすまされなくなります。

今回の説明会では、主に免税事業者を対象として、消費税の仕組みやインボイス制度の概要等についてわかり易く説明いたします。

**記**

- ★ 日 時 ① 令和5年3月24日(金) 午後1時30分～2時30分  
② 令和5年3月30日(木) 午後1時30分～2時30分
- ★ 会 場 浪速納税協会 2階 会議室 (浪速区難波中3-14-14)
- ★ 講 師 浪速税務署(法人課税部門 担当官) ※ 受講料: 無料
- (主催) 浪速税務署・公益社団法人浪速納税協会
- ★ 定 員 30名 (お申込みの方には、後日、受講票をFAXします。)

「インボイス制度説明会」申込 ※ 各日とも先着30名

住所等(所在地)	FAX ( )
会社名	TEL ( )
受講者の氏名(複数可)	
受講日の希望(希望される番号を○で囲んでください) ※ 日程調整をさせていただく場合もございます。 ① 3月24日(金)      ② 3月30日(木)      ③ どちらでも良い	

ご記入いただく情報は、当協会からの各種連絡・情報提供に利用させていただきます。

※(申込先) FAX 06-6634-1651 浪速納税協会